

西武グループ内部監査基本方針

(基本方針制定の趣旨)

この基本方針は、西武ホールディングス(以下「西武HD」という。)およびその関係会社(以下、両者を総称して「グループ」という。)における内部監査に関する基本的な考え方を明確にし、もってグループの内部監査業務を円滑かつ効果的に推進するために制定する。

(内部監査の定義と目的)

グループでは「内部監査」を、業務執行とは独立した立場から内部統制の妥当性・有効性・効率性を総合的・客観的に検証・評価し、提言及び勧告を通じ内部統制の整備・運用状況の改善を促す一連のプロセスと定義し、このプロセスの遂行を通じて、グループにおける経営の健全性・公正性の確保に寄与し、もってグループの企業価値向上に資することをその目的とする。

(監査部門の組織)

グループ各社の監査部門は、それぞれの取締役会または社長に直属し、原則として業務執行ラインから独立した組織とする。

(監査部門の運営体制)

関係会社各社の監査部門は、西武HD監査・内部統制部の統括のもとに相互に連携し、監査品質の継続的な改善に努め、グループとして最適な内部監査を行う。

グループ各社の監査部門は、「西武グループ関係会社管理規程」に定める管理体制に準じ、内部監査業務の管理(指導・監督・報告)体制を構築する。

(内部監査の実施)

グループ各社の内部監査部門は、この「西武グループ内部監査基本方針」および「西武グループ内部監査基本規程」の趣旨に沿って各社の監査規程を定め、監査計画等を策定し、体系的で計画的な内部監査の実施を目指す。

以上